

春の全国交通安全運動 が始まります

春の全国交通安全運動が、4月6日(水)~15日(金)までの10日間行われます。

今回の運動の重点事項

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 二輪車・自転車の安全利用の推進
3. シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

重点事項それぞれのポイント

- 1.....夜間の交通事故防止には、車両のライトの早期点灯と歩行者・自転車利用者の反射材着用が重要です。自転車も夜間の利用時はライトを点灯しましょう。
- 2.....二輪車・自転車とも、交通ルール・マナーをしっかりと守りましょう。特に自転車の違反と罰則について再確認しましょう。
- 3.....自分自身や大切な子どもを守るシートベルトとチャイルドシート
“車に乗ったらまずシートベルト(チャイルドシート)”を習慣づけましょう。

伯耆町としての取り組み

運動期間中、学校が休みの日を除き、交通安全指導員、交通安全父母の会等の交通安全関係者が町内16箇所で街頭指導を行います。

また、4月6日(水)の午前9時より、交通安全関係者が集まり、江府町地内で交通安全街頭啓発を行います。これは、通過車両を待避所に誘導し、交通ルール・マナーの遵守を呼びかけるものです。



過去の街頭啓発の様子

交通事故防止に大切なのは、みなさんひとりひとりの心がけです。
みなさんくれぐれも交通事故にはお気をつけください。

美術館だより

思い出ノート

寒さもやわらぎ春の暖かい日差しが差し込んでくる時期になりました。

美術館にはこの時期、雪化粧をした大山を見る目的のお客様も多くありました。今回はそんなご来館いただいたお客様が美術館二階に設置してある思い出ノートに書き綴っていたアイデア、感想をご紹介させていただきます。

二月十日(木)

立部さん

今日は母と二人で松江から来ました。はつきりいって私は写真や絵に興味はまったくなく、ケドなぜかガラスごしにみる風景は何分、何十分、いくらでも見れてました。とてもステキだなあと思い、友達にまだ知らない人がいたら教えてあげたいです。

二月十八日(金)

KUSAKABEさん

京都から女一人旅。鳥取自



前回写真教室の様子

体をはじめで、こんな素敵な場所があるとは。しかもめつたに無いといういい天気。そして植田さんの好きを貫く写真人生に出会えて刺激になりました。

友の会写真教室開催

植田正治写真美術館では四月二十九日(みどりの日)に友の会主催の写真教室を開催します。

講師には植田正治さんのお弟子さんの渡里彰造先生、岩下直行先生をお招きして、暗室作業のご指導をしていただきます。普段私たちはカメラを使って写真を撮った後、プリントはカメラ屋さんでしてもらいます。今回の教室では、白黒写真のネガファイル

ムから印画紙に焼き付け写真を撮る作業を自分で行います。初心者の方でも気軽に参加いただけますので、興味のある方は、ぜひご参加ください。

参加費

- 一般...三千元
- 一員...一千元
- 特別会員...千円

申し込み、その他教室の詳細等は植田正治写真美術館までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

伯耆町立
植田正治写真美術館
電話 39 8000
毎週火曜休館日

裁判手続きを悪用した 架空請求にご注意を

最近、「支払督促」や「小額訴訟」といった裁判所の手続きを悪用したり、裁判所からの通知を装った架空請求が多く見られます。裁判所の手続きが進められている場合には、身に覚えがなくても放置すると、不利益を被る恐れがあります。そのため、裁判所から通知が届いたときは、本当の「裁判所」からの通知かどうかを確認することが必要です。

その際、通知に書かれた裁判所の連絡先が、うその可能性もあるので、電話帳や消費生活センター等で確認をしましょう。

【裁判所からの通知であるかどうかの見分け方のポイント】

裁判所からの「支払督促」や「小額訴訟の呼出状」は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入り封筒で送付されてきます。

郵便職員による手渡しは原則です。はがきなどのように郵便受けに投げ込まれることはありません。

受取の際には、郵便職員から「郵便送達報告書」に署名又は押印が求められます。

本物の「支払督促」には、「督促異議申立書」が同封されています。

これらの書類に金銭の振込み先等(口座番号等)が記載されていることはありません。

【問合わせ先】

消費生活センター 電話 三四 二六四八